

速報:ブラジル金融取引税の再導入について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

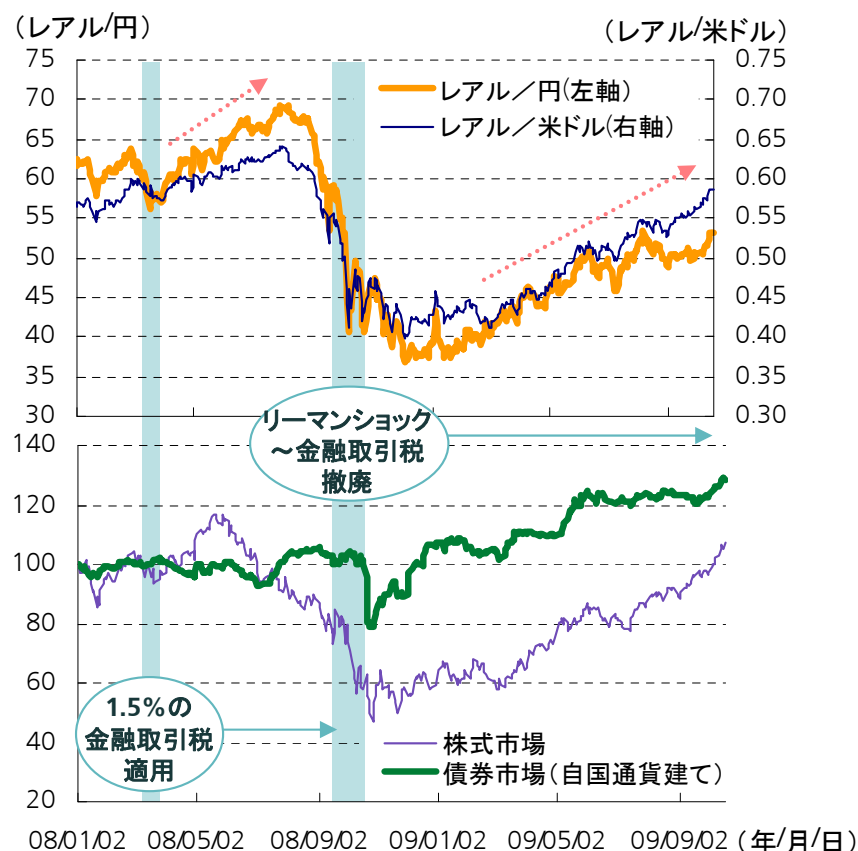
さて、2005年11月25日より運用しております「UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド(毎月分配型)」(以下、当ファンド)に係る、ブラジルの金融取引税(IOF)の再導入による影響につきまして、お知らせいたします。

ブラジル政府は、ブラジルレアルへの資金流入を刺激する目的から、為替取引を伴う債券投資時に2008年3月から非居住者に課されていた1.5%の金融取引税(Imposto sobre Operacoes Financeiras)を、2008年10月より一時撤廃しておりました。しかしこの度、マンテガ財務相は金融取引税の再導入に言及、為替取引を伴う債券および株式投資時に、非居住者に対し2.0%の課税を、現地時間2009年10月20日より適用する予定であると発表しました。

今回の金融取引税は、直接投資以外の海外からの債券・株式投資を対象とすることで、年初来対米ドルで約35%急激に上昇しているブラジルレアル高騰を警戒し、国内産業を保護することが狙いであると見られます。

当ファンドにおきましては、今後、ブラジル債券および株式に新たに投資する際に発生する為替取引について金融取引税の負担が生ずることとなります。今般の税制変更は、短期的にブラジル市場への影響も考えられますが、中期的には、相対的に高金利でファンダメンタルズが堅調なブラジル(例:IMFによる2010年GDP成長率予測・・・ブラジル:3.5%、G7諸国:1.3%)への注目度は高まることが期待されます。

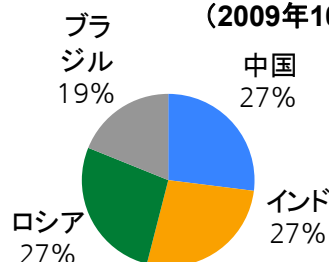
■ブラジル各市場の推移(2008年1月2日～2009年10月19日)



出所:ブルームバーグのデータを基に当社作成 株式市場:ボベスパ指数 債券市場:JPモルガンGBI-EMブラジル 株式市場と債券市場についてはそれぞれ、基点の数値を100として指数化(発行通貨ベース)

■「UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド

(毎月分配型)株式マザーファンドの国別構成比 (2009年10月16日現在)



■同、債券マザーファンドの国別構成比

(2009年10月16日現在)

	国	構成比		国	構成比
1	ロシア	18.1%	12	ポーランド	3.4%
2	ブラジル	11.9%	13	南アフリカ	3.0%
3	トルコ	10.1%	14	アラブ首長国連邦	2.7%
4	インドネシア	7.6%	15	ベルー	2.7%
5	ベネズエラ	6.3%	16	ハンガリー	2.4%
6	韓国	4.9%	17	ウクライナ	1.7%
7	メキシコ	4.6%	18	ベトナム	1.2%
8	セルビア	4.2%	19	カザフスタン	1.1%
9	フィリピン	4.0%	20	リトアニア共和国	1.1%
10	マレーシア	3.5%	21	カタール	1.1%
11	エルサルバドル	3.4%	22	ガボン共和国	1.0%
			合計		100%

今後とも、皆様にご満足いただける運用成果を追求してまいりますので、引き続き当ファンドをご愛顧賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

■本資料ご使用にあたってのご留意事項

- 本資料はUBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社が作成した資料です。
- 本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、有価証券の取得の勧誘を目的とするものではありません。
- 本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。
- 本資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。
- 特定の投資信託の取得をご希望される場合には、販売会社より当該投資信託の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、投資に関する最終決定はお客様ご自身のご判断でなさるようお願いいたします。
- 以下に記載するリスクおよび費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましてはUBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収する各費用における最高の料率を記載しております。投資信託のリスクおよび費用は投資信託毎に異なりますので、ご投資される際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をご覧ください。

■投資信託のリスクについて

投資信託は株式、債券、投資信託証券など値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。なお、投資信託のリスクの要因については、投資対象資産の種類、投資制限、取引市場、投資対象国等により異なります。

■投資信託の費用について

投資信託のご購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

[直接ご負担いただく費用]

申込時: 申込手数料 上限3.675%(税抜3.5%)

換金時: 信託財産留保額 上限0.3%

[保有期間中に間接的にご負担いただく費用]

信託報酬 上限2.45%(税込)

その他の費用(監査報酬、有価証券売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用等)をご負担いただきます。

※これらの費用の額および計算方法等は、投資信託毎に異なります。

※詳しくは各投資信託の投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をご覧ください。

■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは、

商号等	大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号
加入協会	日本証券業協会、(社)日本証券投資顧問業協会、(社)金融先物取引業協会

■設定・運用は、

商号等	UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号
加入協会	(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会、日本証券業協会